公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２７９号
仙台市宮城野区新田１丁目２番41号　インテリジェント古宿203
債務者　佐藤　幸江
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣瀬　公慈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月２日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３２３号
仙台市青葉区国見ケ丘２丁目26番地の７
債務者　内海ひろ子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３０９号
埼玉県日高市大字北平沢772番地６
債務者　小松利江子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　間川　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２９６号
神戸市須磨区北落合３丁目１番361―202号、従前の住所神戸市垂水区つつじが丘５丁目24番地の１
債務者　岸川　秀明
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重村　禎昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９６号
神戸市中央区二宮町２丁目６番13―704号
債務者　打間ナルヤ
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅田　修宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５３号
兵庫県尼崎市富松町４丁目29番３号
債務者　寺本　正一
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　文恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２５４号
兵庫県尼崎市富松町４丁目29番３号
債務者　寺本　早苗
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　文恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１１８２号
広島市西区鈴が峰町40番50―201号
債務者　鎌倉　和也
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長場　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１８３号
広島市安佐北区安佐町大字久地1938番地36
債務者　鎌倉真由美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長場　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３１０号
広島市南区比治山本町13番17―503号　ロッコーマンション比治山本町、申立時の住所広島市南区段原３丁目22番11―701号
債務者　松井　真美
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　郷平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４６８号
広島市安佐南区川内６丁目40番５―103号
債務者　佐々木宏之
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　文治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６５号
広島市南区比治山本町13番17―503号　ロッコーマンション比治山本町
債務者　味の店大楽こと　松井　邦光
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　郷平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６６号
広島市南区比治山本町13番17―503号　ロッコーマンション比治山本町
債務者　松井　敦子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　郷平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２２号
高知市平和町28番地12　小高坂三の丸改住16号
債務者　中平　清美
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　　丈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１０９号
兵庫県宝塚市末成町19番４号
債務者　安居　直美（旧姓中薗）
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１２１号
兵庫県伊丹市緑ヶ丘２丁目102番地の２
債務者　荻野佳代子（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西部　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部